

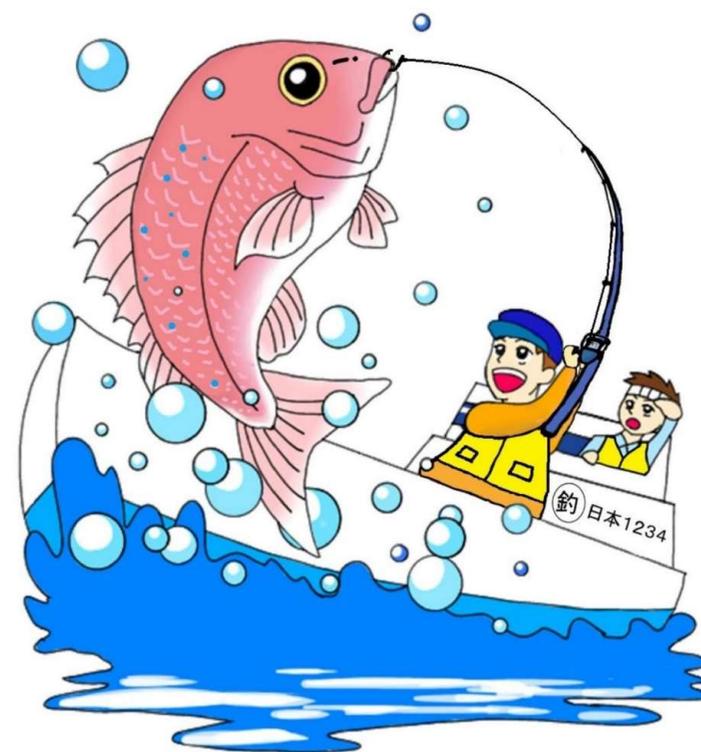
改正遊漁船業法について

令和6年4月1日から、
遊漁船業の制度が大きく変わります

- 令和5年6月に、遊漁船業を営む根拠である「遊漁船業の適正化に関する法律」を改正し公布。
 - **安全管理の取り組みの強化のため**
- 令和6年4月1日から施行日と決定した。
 - 国は、令和5年12月に省令を制定、1月中旬から、全国で**遊漁船業者向け説明会を開催中**
- ⇒ 内容は水産庁作成のパンフレットで説明

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～



令和5年12月
水産庁

(水産庁資料)

遊漁船業に関する協議会制度について

○ 現状



<双方の思いの一例>

(漁業者) 操業の支障や漁具被害を受けた
(遊漁船) 漁具敷設位置がわからない

(漁業者) 漁港の使い方が悪い
(遊漁船) ローカルルールがわからない

(漁業者) どこの誰かもわからない
(遊漁船) 誰と話しをして良いかわからない

⇒ 双方とも海面を利用し、共通した危機意識を共有しなければならない関係であるため、国は協議会制度を創設し、必要に応じて、協議する場を設けた。

5. 遊漁船業に関する協議会制度について

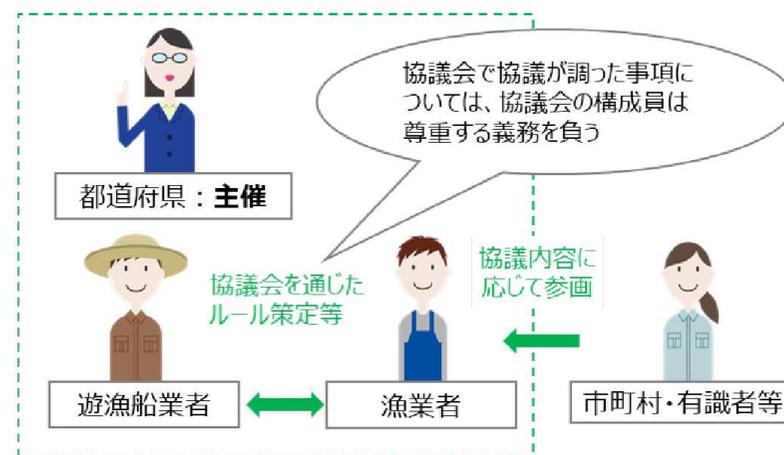
地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。

この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

- ・ 事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- ・ 地域における出航の可否判断の統一基準
- ・ 地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルールの策定や、トラブルの解決
- ・ 遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。

また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。



(水産庁資料)

遊漁船業に関する協議会制度について

○ 水産庁の見解（担当者会議など）

①協議会の範囲 → 各地区の海面利用協議会の規模を基本

②構成員 → 遊漁船業者、各漁協（漁業者の代表）、都道府県 ※必要に応じ市町村・有識者等

③想定される協議事項など

地域で海難が発生した際の救助体制などセーフティーネットの構築

- 地域として遊漁船業者にも救助に参加してもらいたい
- 遊漁船業者も営業中に海難事故に会った際、速やかに救助してもらいたい

地域で出航の可否判断の統一基準

- 漁業者や兼業者に出航可否判断基準があるなら、地域の安全のために遊漁船業者としても協調して定めたい

漁場利用のトラブル

- 操業の支障、漁具被害の防止に向けた意見交換など

資源管理の協力体制やルールづくり

- 資源管理に向けた意見交換など

強制力や罰則はなく
構成員の合意に基づき
地域の調和を図る場
として活用を！！

遊漁船業に関する協議会制度について

○ 委員から意見をいただきたいこと

①協議会の範囲 → 営業所の登録を行っている振興局単位

・道としては、漁業者または遊漁船業者から要望があった場合、必要に応じ、年1回程度、振興局単位で協議会を開催することを想定。

・協議会の構成員となる遊漁船業者は、営業所の登録振興局を基本とするが、営業海域の振興局協議会にも参加可能とする。 ※漁協（漁業者）は各振興局の協議会

・協議会の日程は、道ホームページで周知するほか、営業所の登録振興局の遊漁船業者、漁協には郵送やメールで通知することを想定。

②構成員 → 遊漁船業者、各漁協（漁業者の代表）、北海道 ※必要に応じ市町村・有識者も

・遊漁船業者、漁業者の参加を強制できない。多くの方に参加してもらうためのアイデア。

遊漁船業に関する協議会制度について

○ 委員から意見をいただきたいこと

③協議会 → 要望を道で受け付け、必要に応じ協議会を開催

協議事項については、要望を受けた内容を道（振興局）で協議会に諮るべき内容か精査
の上、選定する。

(要望の受付方法)

漁業者側の意見 → 所属漁協を通じ振興局へ要望

遊漁船業者の意見 → 直接、振興局に要望

※団体に所属している場合は団体の長を通じて振興局に要望

(協議結果)

協議結果は、道のホームページで公開を想定

→ 一時的に地域を利用する遊漁船業者にも地域の合意事項を周知するため

遊漁船業に関する協議会制度について

- 委員から意見をいただきたいこと

④協議会制度の活用方法について

この協議制度は、強制力や罰則はなく、構成員は協議が整った事項を尊重する制度

問題点として、強制力や罰則はなく実効性が乏しいことが想定され活用方法は難しい。

遊漁船業者と漁業者が共通して取り組むことができる事項があれば活用できる。



協議会制度は、令和6年4月から創設される制度。今後、協議要望があった場合の進め方（①～④）について、委員から意見ををお願いします。